

ISO 14001:2026 環境マネジメントシステム—要求事項及び利用の手引についてのよくある質問(FAQ)

発行年月:2026 年 4 月、第 1 版

注記

この文書は、ISO 14001:2026 の利用者に対し、追加の見解を提供することを目的としており、ISO 14001 の改訂プロセスにおいて ISO/TC 207/SC 1/WG 15 のエキスパートによって合意された勧告に基づいています。この文書は、以下の項目に関連するセクションに分かれています。

- ・ 一般的な概念
- ・ 用語及び定義
- ・ 箇条固有の概念

“HS”及び“附属書 SL”という用語は、ISO/IEC 専門業務用指針第 1 部附属書 SL¹⁾に規定されている、マネジメントシステム規格(MSS)で使用される、ISO の調和させる構造(harmonized structure)、共通の中核となるテキスト、共通用語及び中核となる定義を指します。

JSA 事務局注 1):2026 年の ISO/IEC 専門業務用指針の改訂により、第 2 部追補 1 に移動した。

一般的な概念

ISO 14001:2026 では、なぜ附属書 SL の共通テキストや用語の一部が変更されているのですか？

環境マネジメントシステム(EMS)固有の要求事項を共通テキストに組み込みつつ、附属書 SL の使用に関するルールにも準拠するため、ISO/TC 207/SC 1/WG 15 の運営原則に沿って、統合的アプローチを柔軟に採用することが合意されました。EMS の要求事項は、場合によっては独立した文やリスト項目として追加され、また場合によっては附属書 SL の一般的な文やリスト項目の中に挿入されました。

テキストに関するワーキンググループの運営原則には、ISO 14001:2015 の開発に用いられた以下の原則が含まれていました。

- ・ 平易さ、明瞭さ及び翻訳可能性
- ・ 簡潔であること、及び冗長さを避けること
- ・ 規格の柔軟性及び使いやすさ
- ・ 検証可能性
- ・ 規格の他の要素との両立性

さらに、ワーキンググループは、改訂プロセスに関する以下の狙いを認識しました。

- ・ ISO 14001 の利用を促進するため、現在及び／又は将来の新規ユーザーにとっての関連性を高めることに重点を置き、誤った解釈を招かないようにする。
- ・ 小規模、中規模、及び零細組織の幅広いニーズを考慮し、形式主義及び文書作成の負担を軽減するための選択肢を含める。
- ・ 多数の組織及びビジネスのモデルを認識し、EMS の適用範囲に流動性をもたせることで、様々な組織／ビジネスのエコシステムに適用可能とし、SC 1 規格の価値提案を活用する。
- ・ 規格策定プロセスに、より多くのエンドユーザー（大企業及び中小企業）を参画させる。
- ・ 並行して MSS の策定／改訂を行っている他の技術委員会（TC）、及び ISO/TC 207/SC 1 の活動中の作業グループとの情報交換及び協力を強化する。

場合によっては、他の箇条又は ISO 14001:2015 との整合性を図るため、附属書 SL の用語の一部が置き換えられました。例えば、“計画し、確立し、実施し、維持し、管理し、継続的に改善し…”の使用に関しては、ISO 14001:2026 における表現の一貫性が重要であるとの合意がなされましたが、その箇条の特定の意図を正しく反映させるため、一部の箇条では調整が行われています。例えば、6.1.1（リスク及び機会への取組—一般）において、作業グループは、“必要なプロセスを確立し、実施し、維持し”という表現を使用しましたが、これは、8.1（運用の計画策定及び管理）で用いられている“確立し、実施し、管理し、かつ、維持し”という表現とは異なっています。

“必要なプロセス”を確立するとは、どういう意味でしょうか？

プロセスは、“インプットを使用又は変換して結果を生み出す、相互に関連する又は相互に作用する一連の活動”と定義されます。ISO 14001:2026 には、その箇条の意図した結果を達成するために、1 つ以上のプロセスを要求する箇条がいくつかあります。“プロセス”を要求する特定の箇条に加え、4.4 では、組織が環境マネジメントシステムに必要なプロセスを確立することを求めています。A.4.4 は、プロセスが管理され、計画通りに実施され、望ましい結果を達成しているという確信をもつために必要なプロセスの範囲は組織に委ねられていることを明記しています。

ISO 14001:2026 では、“プロセス”という用語を用いることで、組織が意図した結果を達成するために適切な管理レベルを柔軟に決定できるようにしています。組織は、プロセスを特定の方法（すなわち、“手順”に従って）で実施する必要があるか、又は、より形式性の少ない方法（例えば、利用可能な仕組み又はツール）で十分であるかを決定します。

特定の箇条（例えば、6.1）において、ISO 14001 は、当該プロセスを文書化した情報として利用可能な状態にすることを求めています。これらが明記されていない箇条については、環境マネジメントシステムの有効性のために文書化した情報が必要かどうか、及びどの程度必要かの決定は組織に委ねられています。

なぜ“変更の計画策定”に関する新しい細分箇条が設けられたのですか？

“変更の計画策定”の箇条は、組織及びその活動・製品・サービスにおける変更によって生じ得る、健在した又は潜在的な有害な影響を予想し、緩和する必要性に対応するため、HS に導入されました。“変更のマネジメント”はすでに ISO 14001 のいくつかの細分箇条に組み込まれており、組織が意図した成果を達成できることを確実にするため、EMS に影響を及ぼし得る変更の計画策定及び管理の重要性を強調する目的で、この新しい細分箇条が追加されました。

ISO 14001 では、なぜ“effect”と“impact”が混在して使われているのでしょうか？

“effect(影響)”という言葉は、組織に対する、又は組織内における、健在した又は潜在的な変化を表すために用いられています。“環境影響(environmental impact)”という用語は、組織の環境側面の一つ又は複数に起因する、環境への変化を特定の指しています。

“環境パフォーマンスの向上”という表現の意図は何ですか？

この表現の根底にある意図は、組織の有害な環境影響を低減すること(例えば、資源の使用量、排出、排水、廃棄物の削減などによって)、又は、組織の有益な環境影響を増大させること(例えば、副産物の再利用及びリサイクルの促進、土地保全などによって)にあります。

この概念は、ISO 14031 における“運用パフォーマンス”の改善の概念と一致しています。

“EMS の意図した成果”とは何を意味しますか？

箇条 1(適用範囲)において、“意図した成果”の概念が導入され、4.1、6.3、8.1 及び 10.1 において要求事項の中で言及されています。詳細な説明は A.3 に記載されています。“意図した成果”という表現は、組織が環境マネジメントシステムを実施することによって達成することが期待されるものを表します。最低限の“意図した成果”として、環境パフォーマンスの向上、順守義務を満たすこと、及び環境目標の達成の3つが挙げられます。組織は、環境マネジメントシステムに関して追加の意図した成果を設定することができます。例えば、環境保護へのコミットメントに沿って、組織は、持続可能な開発に向けた取り組みを意図した成果として設定してもよいでしょう。

作業グループは、ISO 14001:2015 の用語である“意図した成果(intended outcomes)”を、2022 年版の附属書 SL で用いられている“意図した結果(intended results)”という用語に置き換えないことで合意しました。オックスフォード辞書の定義によれば、“outcome”とは、行動又は事象の前に決定された、起こり得る、又は予想される結果(consequence)として定義されるのに対し、“result”は、起こったことを反映する結果(consequence)、影響、又は成果(又は、情報の項目、計算によって得られる量若しくは式として定義される。)です。“意図した成果”という用語は、ISO 14001:2015 との整合性を保つため、かつ、組織の環境方針の

コミットメントと整合し、将来を見据えた、戦略レベルの意図を引き続き強調するために維持されました。

用語及び定義

箇条 3 における用語及び定義はどのような順序で並べられていますか？

ISO/IEC 専門業務用指針第 2 部に規定されているとおり、用語及び定義は概念の階層に従って(規格内でのその用語の導入の順序を反映して)並べられています。ISO 14001:2026 の場合、用語は主要な箇条のタイトル(すなわち、組織の状況、リーダーシップ、計画策定など)ごとにグループ分けされています。

作業グループは、用語の各グループの中で、(i) 分野固有の用語がその一般的な形の後に続けて示され、かつ、可能な限り、(ii) 本文中に現れる順番で用語が示されるよう、用語を並べることに合意しました。作業グループは、“用語の索引(アルファベット順)”を入れましたが、これは他の言語での文字順に合わせて修正してもよいです。

ISO 14001 の英語版では、“順守義務(compliance obligations)”という用語が使われているのに、一部の翻訳版では“法的要求事項及びその他の要求事項(legal requirements and other requirements)”が使われているのはなぜですか？

一部の言語の翻訳上の問題に対処するため、作業グループは、“順守義務”の定義に代替用語として“法的要求事項及びその他の要求事項”を加えることに合意しました。ISO 14001:2026 の他言語版を作成する際、各国会員団体は、定義の意味を最も正確に伝える用語を選択することができます。

ISO 14001 では、組織の様々な順守義務(例 強制的な要求事項、自主的な要求事項)の適用について、同じように扱っていますか？

はい。作業グループは、EMS の箇条及び関連する規定事項が以下に等しく適用されることに合意しました。

- ・ 規制及び法的拘束力のある要求事項などの強制的な要求事項
- ・ 親会社から子会社への指示、各部門への社内指針など、厳密には法的拘束力はないものの、順守せざるを得ない義務
- ・ 組織が自ら行うことを選択したコミットメントなどの自発的な要求事項

作業グループは、これらを区別するために、(1) それぞれについて個別の規定(すなわち、“～しなければならない”)という記述)を設けること、又は (2) それぞれについて重複した規定を設けること、のいずれもしたくありませんでした。

外部から提供されるプロセス、製品又はサービスとは何ですか？

“外部委託されたプロセス”という表現は、附属書 SL におけるマネジメントシステム規格の

ISO 要求事項に準拠するために、“外部から提供されるプロセス、製品又はサービス”に置き換えられました。外部から提供されるプロセス、製品又はサービスとは、組織によって利用されるものの、組織外の他者によって供給されます。“外部提供者”とは、製品又はサービスを提供する、請負者を含む外部供給者の組織を意味します。

箇条固有の概念

4.1 の“課題(issues)”と、6.1.2 の“環境側面(environmental aspects)”との違いは何ですか？

“課題”には、組織にとって重要な事項、討議及び議論のための問題、又は環境マネジメントシステムの意図した成果に好ましい又は好ましくない影響を与え得る、変化している周囲の状況が含まれます。

- ・ 大気、水、土地、天然資源などに関連する環境状態だけが唯一の関連する課題ということではありません。
- ・ 課題は、組織及びその EMS の外部又は内部に生じる可能性があります。
- ・ 課題は、環境以外の外部及び内部の事柄、例えば、財務、技術、ガバナンスから生じることがあります(A.4.1 の例を参照)。
- ・ リスク／機会は「課題」ではありません。リスク／機会は課題から生じるものです。

“環境側面”とは、“環境と相互に作用する、又は相互に作用する可能性のある、組織の活動又は製品若しくはサービスの要素”と定義されています。

環境側面は“課題”それ自体ではありませんが、一般的なレベルでは“課題”と関連付けられることがあります。例えば、組織が大気への排出を伴う活動をしている場合、組織はこれを、自身の EMS の意図した成果に影響を与え得る課題として特定することを選択してもよいです。組織の活動、製品又はサービスから生じる特定の排出は、環境側面とみなされるでしょう。

“組織の目的”とは何を意味していますか？

4.1 の第 1 段落において、組織の“目的”とは、組織が存在する理由、組織の“存在意義”(raison d'être)を指します。

組織の目的は、組織の存在にとって中核となる活動を含み、多くの場合、組織のビジョン及びミッションに反映されます。組織の目的を理解することは、EMS が組織の特定の状況及び運営上の実情に合わせて適切に構築されることを確実にするのに役立ちます。

4.1 及び 4.2 のアウトプットとして期待されるものは何ですか？

これらの箇条のアウトプットは知識です。これは、環境状態を含む内部及び外部の課題、並びに関連する利害関係者の要求事項が、組織の EMS の意図した成果を達成する組織の能力にどのような影響を与え得るかについての概念的な理解です。

この知識は、EMS の設計及び改善へのインプットとして用いられます。4.1 及び 4.2 では文書化した情報を明示的に要求していませんが、この知識の証拠は、組織の EMS の他のセクションに出てきます。例えば、6.1.4 では、組織は取り組む必要がある組織に対するリスク及び機会を特定するときに、この知識を考慮します。これらのリスク及び機会、並びにそれらを決定するために必要なプロセスは、計画通りに実施されるという確信をもつために必要な程度に、文書化した情報として利用可能な状態にすることが求められます。

さらに、それぞれの EMS は固有のものであるため、組織は、7.5.1 において、自身の EMS の有効性のために追加の文書化した情報が必要かどうかを決定してもよいです。

4.2 の意図は何ですか？

4.2 は、組織が利害関係者の関連するニーズ及び期待を理解するために、その利害関係者に関する情報を収集するための戦略的かつ予備的なステップです。作業グループは、組織が 4.2 において、関連する利害関係者の関連する要求事項に関する知識に基づいて“概念的なレベル”で順守義務を決定するということを合意しました。これらの要求事項の詳細な分析は、6.1.3 で行われます。

4.2 において利害関係者に言及する際、“要求事項”という用語の代わりに“ニーズ及び期待”という用語が用いられています。これは、強制的な要求事項（法律、許可条件など）である利害関係者の要求事項と、組織が守ることを選択した要求事項（契約上の合意など）との区別を維持するためです。利害関係者のニーズ及び期待に取り組み、EMS を設計する際にそれらを考慮に入れるという決定は、なおも組織に委ねられています。

EMS の適用範囲を決定する際に、4.1 及び 4.2 を考慮することの意図は何ですか？

組織は、自身の EMS の適用範囲を決定する権限を保持しています。組織は、4.1 及び 4.2 で特定された課題に対して、EMS において取り組むうえでの優先順位を決定する自立性を与えられています。4.3 は、組織が全ての課題に同時に取り組まなければならないことを意味するわけではありません。

さらに、作業グループは、その意図が、必ずしも利害関係者の全ての要求事項ではなく、順守義務（組織が順守しなければならない又は順守することを選んだ、関連する利害関係者の要求事項）を考慮することであるという点で合意しました。そのため、“考慮に入れる（take into account）”ではなく、“考慮する（consider）”という用語を用いた表現が用いられています。

4.3“EMS の適用範囲の決定”の意図は何ですか？

EMS の“適用範囲”には、ISO 14001 の要求事項が適用される組織の機能、物理的境界、並びに組織の活動、製品及びサービスが含まれます。適用範囲の記述を確立する際には、箇条書きで記載された項目を検討するのが一般的な方法です。また、EMS の適用範囲

を決定する際には、ライフサイクルの視点を考慮する必要性を強調するため、組織の活動、製品及びサービスのライフサイクルを考慮することが追加されました。

作業グループは、ISO 14001 の 2026 年版において、組織が EMS を段階的に導入することを認める長年にわたって合意されてきたスタンスを確認し、維持しました。著しい環境側面をもつ活動、製品及びサービスを意図的に除外するために、“選り好みする”組織が出てくるのではないかという懸念に対処するため、透明性を確保し、誤解を避けることができるように、適用範囲を利害関係者に対して入手可能にするという要求事項が追加されました。

EMS の適用範囲がいったん定められたならば、定められた適用範囲に含まれる活動、製品又はサービスを除外することは認められません。組織は適用範囲の境界を決める自由度及び柔軟性を保持していますが、ISO 14001:2026 への適合は、しっかりとした、信ぴょう（憑）性及び信頼性のある EMS に基づくべきです。

ISO 14001:2026 は、EMS の要求事項をどのように満たすかを決定する自立性は組織がもっているというコンセプトを維持しています。詳細については、A.4.3 及び A.4.4 を参照してください。

“リスク及び機会”を決定するという要求事項の意図は何ですか？

作業グループは、以下について合意しました。

- ・ 組織に対する“リスク及び機会”は、環境的な要因（例えば、大気、水、土地、天然資源などに関連するもの）、及びリスクをもたらす環境以外の課題から生じることがある。
- ・ “リスク及び機会”は、必ずしも EMS に関連するとは限らない。組織の目的及び EMS の意図した成果に影響を与え得る場合にのみ、EMS に関連する。
- ・ この要求事項の意図は、組織の状況に関連する、組織に対する“リスク及び機会”、すなわち、4.1 及び 4.2 の関連する“課題”又は利害関係者のニーズ及び期待のうち、環境マネジメントシステムの意図した成果に対して (i) 有害な影響（リスク）又は (ii) 有益な影響（機会）をもたらす可能性のあるものを決定し、取り組むこと、並びに、この知識をリスク及び機会の優先付けを行う際のインプットの一つとして用いることである。
- ・ この規格には、規範的なリスクマネジメントプロセスの要求事項はない。

“リスク及び機会”に関する追加の手引は、A.6.1 に記載されています。

環境側面が著しいと決定するための基準の例にはどのようなものがありますか？

環境に関する基準（例えば、曝露の毒性、暴露時間、曝露の大きさ、曝露の可能性）は、環境側面の著しさを決定するための主要かつ最低限の基準です。その他の基準を用いてもよいです。例えば、組織は、環境に関する基準だけを考慮した場合、ある環境側面は著しいものではないと思うかもしれません。しかし、不適合の脅威、関連する利害関係者のニーズ及び期待を満たす機会といった、組織のその他の課題を考慮すると、その環境側面はより高い優先順位を与えられたり、その結果、著しいとみなされることがあります。

ただし、環境影響に基づいて著しいとみなされる側面を小さく見せるために、その他の基準を用いてはなりません。

リスク及び機会、環境側面、並びに順守義務の決定は、別個のプロセスなのでしょうか、それとも統合できるのでしょうか？

組織は、6.1.2 から 6.1.4 までの細分箇条について独立した分析を行いたいのか、それとも一部の（又は全ての）分析を統合したいかを決定します。作業グループは、6.1.4 において取り組む必要がある“リスク及び機会”を決定するために、二つ目の別個の分析が必要であるということの意味していないことに合意しました。

組織は、一つ又は複数のプロセスを計画し、そのプロセスが計画どおりに実施されたという確信をもつために必要な範囲で（著しい環境側面を決定するために用いた基準も含め）、当該プロセスに関する文書化した情報を維持することが要求されます。また、当該プロセスのアウトプットについても、文書化することを要求しています。

なぜ 6.1 の順序が変更されたのですか？

要求事項に変更はないものの、従来 6.1.1（一般）にあった大部分の文章が、6.1.4（リスク及び機会）に移されました。この新しい順番は、EMS における論理的な順序を明確にしたものです。すなわち、まず、著しい環境側面（6.1.2）及び関連する順守義務（6.1.3）を決定し、次に、これらの環境側面、順守義務、並びに組織の状況に関連するその他の課題及び要求事項に関連して、取り組む必要がある、組織に対するリスク及び機会を決定します。この順番によって、6.1 の複雑さが簡素化されるとともに、附属書 SL の Appendix 2 とも整合がとれています。

注記： 組織は、6.1.2 から 6.1.4 の細分箇条について個別に分析を行いたいのか、又は一部の（若しくは全ての）分析を統合したいかを決定することができます。

4.1、4.2、6.1 及び 8.1 にはどのような関係があるのですか？

4.1 及び 4.2 は、組織が 6.1 において、取り組む必要がある、組織に対するリスク及び機会、著しい環境側面（ライフサイクルの視点の適用を含む。）、並びに順守義務を決定するために適用する知識を提供します。これらは、それぞれ、取組の計画策定に焦点を当てた 6.1.5 及び、計画した取組のために必要な運用管理の実施に焦点を当てた 8.1 へのインプットとなります。

8.1 は、外部提供者に関する要求事項を課すものですか？

ISO 規格は、その規格を採用する組織に関してのみ要求事項を課すことができます。8.1 は、外部提供者のプロセスを管理することではなく、組織が外部提供者に影響を及ぼすために用いることができる内部プロセスに焦点を当てています。

ISO 14001 では、組織は自身の環境影響をバリューチェーン内の全ての人々に伝達しなければいけないのでしょうか？

いいえ。8.1 の d)の要求事項に関して、組織は、配送（提供）、使用、及び使用後の処理の段階における潜在的な著しい環境影響に関する情報を提供するかどうかについて柔軟性をもっています。そのため、“必要性について考慮する”という表現が維持されました。

9.3 d) 4) は、内部の EMS 監査にだけ適用されるのですか、それとも内部と外部の両方の EMS 関連監査に関する情報を含めることを意図しているのですか？

9.2.2 で“監査”という用語を用いる時の意図は（当該細分箇条のタイトルと同じく）組織自身によって、又は組織の代理で行われる内部監査を意味しています。他方、9.3 では、内部と外部の両方の EMS 関連監査（すなわち、第 1 者、第 2 者及び第 3 者）を意味しています。

“環境パフォーマンスを向上させるための環境マネジメントシステムの継続的改善”という表現にはどのような意図があるのですか？

作業グループは、システム改善の最終目標を、環境パフォーマンスの改善に至ることとすることで合意しました。また、作業グループは、EMS の改善には環境パフォーマンスの改善が含まれ得ることについても合意しました。要求事項の意図が EMS の改善に焦点を当てている場合もあれば、環境パフォーマンスの改善を強調することを意図している場合もあることが確認されました。

そこで、作業グループは、次のようにしました。

- ・ “継続的改善”という用語が単独で用いられている場合は、その意図は、EMS の改善と環境パフォーマンスの改善の両方に焦点を当てることを意図しており、そのどちらかだけを特別に強調しているわけではありません。
- ・ “環境マネジメントシステムの継続的改善”という表現が単独で用いられている場合は、環境マネジメントシステムの改善だけに焦点を当てることを意図しています。
- ・ “環境パフォーマンスを向上させる”という表現が単独で用いられている場合は、環境パフォーマンスの改善だけに焦点を当てることを意図しています。
- ・ “環境パフォーマンスを向上させるための環境マネジメントシステムの継続的改善”という表現が用いられている場合は、EMS の改善と環境パフォーマンスの改善の両方に焦点を当てることを意図しており、パフォーマンスの改善を重ねて強調しています。

文書化した情報を“利用可能な状態”にするという要求事項は何を意図していますか？

附属書 SL の最近の改訂に合わせ、“文書化した情報として利用可能な状態にしなければならない”という表現が、以前は記録以外の文書を指していた“文書化した情報を維持しなければならない”から置き換えられました。第二に、“～の証拠として、文書化した情報を利用可能な状態にしなければならない”という表現が、以前は記録を指していた“～の証拠と

して、文書化した情報を保持しなければならない”から置き換えられました。

文書化した情報の文脈において、“利用可能な状態”とは、組織が有効な環境マネジメントシステムを確実にするために、その情報を取得し、使用し、又は提供できることを意味します。情報は、“利害関係者が入手可能である”と記載されている場合は、これらの関係者が組織から情報を得ることができるということを意味しています。

なぜ、4.1 及び 4.2 において、汚染レベル、資源の利用可能性、気候変動、生物多様性、生態系の健全性といった状態が言及されているのですか？

ISO 14001 の目的は、組織が環境課題に包括的かつ優先付けをして対処することを助ける枠組みを提供することにあります。組織が自身の環境マネジメントシステムに何を関連するものとするかを決定する際、考慮する必要がある環境状態は気候変動だけではありません。汚染物質レベル、天然資源の利用可能性、生物多様性及び生態系の健全性は、環境保護に向けた組織の具体的な環境方針のコミットメントと整合し、同等に重要です。